特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
11	介護保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美祢市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

山口県美祢市長

公表日

令和8年10月22日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険料の資格管理、賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に係わる証明書の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会 ⑨介護保険料の還付 ⑩介護情報基盤を活用した情報連携に係る事務 ⑪サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データの申請管理システムによる取り込み
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、介護保険事業運営総合支援システム、認定事務支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、介護情報基盤、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、受給者情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、申請者情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項　別表第一の68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項,第9条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表 (情報提供の根拠) ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161の項 (情報照会の根拠) ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の131及び132の項 ※1②⑩は、情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない。	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部市民課
②所属長の役職名	市民課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美祢市市民福祉部市民課 759-2292　美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5229
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美祢市市民福祉部市民課 759-2292　美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5229
9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[]接続しない（入手）**	**[]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報により照会することを遵守している。また、登録作業時は、必ず複数人で行い、登録することとしている。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策　　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報に関する記載のある文書については、施錠できる場所に保管し、担当者以外の閲覧ができないように管理している。 また、マイナンバーを利用する事務においては、可能な限り本人からマイナンバーを取得することとし、特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在する場合は、複数人で確認するなどの措置を講じる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二 （別表第二における情報提供の根拠）： 1,2,3,4,6,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,109,117,120 の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠）：第 2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47,49,55の2,59の3条	番号法第19条第7号　別表第二 （別表第二における情報提供の根拠）： 1,2,3,4,5,6,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,109,119の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠）：第2,3,5,6,12の3,15,19,25,25 の2,30,32,33,43,43の2,44,47,49,55の2,59の3条	事後	
平成28年10月28日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高齢福祉課長　古屋敦子	高齢福祉課長　河村充展	事後	
平成28年10月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	
平成28年10月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日　時点	平成28年10月1日　時点	事後	
平成28年10月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日　時点	平成28年10月1日　時点	事後	
平成29年5月29日	4. 情報提供ネットワークシステムによる連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二 （別表第二における情報提供の根拠）： 1,2,3,4,5,6,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,109,119の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠）：第2,3,5,6,12の3,15,19,25,25 の2,30,32,33,43,43の2,44,47,49,55の2,59の3条	番号法第19条第7号　別表第二 （別表第二における情報提供の根拠）： 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,108,109,119 の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠）：第2,3,5,6,7,10,12の 3,15,19,25,25の2,30,32,33,43,43の 2,44,47,49,55,55の2,59の3条	事後	
平成29年5月29日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成29年5月29日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成30年5月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二 （別表第二における情報提供の根拠）： 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,108,109,119 の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠）：第2,3,5,6,7,10,12の 3,15,19,25,25の2,30,32,33,43,43の 2,44,47,49,55,55の2,59の3条	番号法第19条第7号　別表第二 （別表第二における情報提供の根拠）： 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,108,109,119 の項 （別表第二における情報照会の根拠）：93,94の 項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠）：第2,3,5,6,7,10,12の 3,15,19,22の2,24の2,25,25の2,30,31の 2,32,33,43,43の2,44,47,49,55,55の2,59の3条 （情報照会の根拠）：第46,47条	事後	
平成30年5月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
平成30年5月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
令和1年5月24日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高齢福祉課長　河村充展	高齢福祉課長	事後	
令和1年5月24日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	令和1年5月24日　時点	事後	
令和1年5月24日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	令和1年5月24日　時点	事後	
令和1年5月24日	Ⅳリスク対策	なし	追加		様式変更（評価項目追加）
令和2年6月20日	表紙−公表日	令和1年5月24日	令和2年6月20日	事後	再評価の実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二 （別表第二における情報提供の根拠）: 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,108,109,119 の項 （別表第二における情報照会の根拠）:93,94の 項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠）:第2,3,5,6,7,10,12の 3,15,19,22の2,24の2,25,25の2,30,31の 2,32,33,43,43の2,44,47,49,55,55の2,59の3条 （情報照会の根拠）:第46,47条	番号法第19条第7号　別表第二 （別表第二における情報提供の根拠）: 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,108,109,117,1 19,120の項 （別表第二における情報照会の根拠）:93,94の 項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠）:第2,3,5,6,7,10,12の 3,15,19,22の2,24の2,25,25の2,30,31の 2,32,33,43,43の2,44,47,49,55,55の2,59の2の2,59 の3条 （情報照会の根拠）:第46,47条	事後	再評価の実施
令和2年6月20日	Ⅱ－1及び2 いつ時点の計数か	令和1年5月24日　時点	令和2年6月20日　時点	事後	再評価の実施
令和3年2月28日	Ⅰ－4－②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二 （別表第二における情報提供の根拠）: 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,108,109,117,1 19,120の項 （別表第二における情報照会の根拠）:93,94の 項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠）:第2,3,5,6,7,10,12の 3,15,19,22の2,24の2,25,25の2,30,31の 2,32,33,43,43の2,44,47,49,55,55の2,59の2の2,59 の3条 （情報照会の根拠）:第46,47条	番号法第19条第7号　別表第二 （別表第二における情報提供の根拠）: 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,108,109,117,1 19,120の項 （別表第二における情報照会の根拠）:93,94の 項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠）:第1,2,3,4,5,6,7,10,12の 3,15,19,22の2,24の2,25,25の2,30,31の 2,32,33,43,43の2,44,47,49,55,55の2,59の2の3,59 の3条 （情報照会の根拠）:第46,47条	事後	
令和3年2月28日	Ⅱ－1及び2 いつ時点の計数か	令和2年6月20日　時点	令和3年2月28日　時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ－4－②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二	番号法第19条第8号　別表第二	事後	番号法改正による号ズレ対応
令和5年2月10日	表紙−公表日	令和3年9月17日	令和5年3月20日	事後	再評価の実施
令和5年2月10日	Ⅰ－1－②事務の概要	・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険料の資格管理、賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に係わる証明書の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会	・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険料の資格管理、賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に係わる証明書の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会 ⑨介護保険料の還付	事後	再評価の実施
令和5年2月10日	Ⅰ－3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項　別表第一の68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項　別表第一の68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事前	再評価の実施
令和5年2月10日	Ⅰ－4－②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二 （別表第二における情報提供の根拠）: 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,108,109,117,1 19,120の項 （別表第二における情報照会の根拠）:93,94の 項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠）:第1,2,3,4,5,6,7,10,12の 3,15,19,22の2,24の2,25,25の2,30,31の 2,32,33,43,43の2,44,47,49,55,55の2,59の2の3,59 の3条 （情報照会の根拠）:第46,47条	番号法第19条第8号　別表第二 （別表第二における情報提供の根拠）: 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,108,109,117,1 20の項 （別表第二における情報照会の根拠）:93,94の 項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠）:第1,2,3,4,5,6,7,10,12の 3,15,19,22の2,24の2,25,25の2,30,31の2の 2,32,33,43,43の2,44,44の4,47,49,55,55の2,59の2 の3,59の3条 （情報照会の根拠）:第46,47条	事後	再評価の実施
令和5年2月10日	Ⅰ－5－①部署及び②所属長の役職名	市民福祉部高齢福祉課 高齢福祉課長	市民福祉部市民課 市民課長	事後	再評価の実施
令和5年2月10日	Ⅰ－7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	美祢市市民福祉部高齢福祉課 759−2292　美祢市大嶺町東分326番地1 0837−52−5229	美祢市市民福祉部市民課 759−2292　美祢市大嶺町東分326番地1 0837−52−5229	事後	再評価の実施
令和5年2月10日	Ⅰ－8. 特定個人情報ファイの取扱いに関する問合せ	美祢市市民福祉部高齢福祉課 759−2292　美祢市大嶺町東分326番地1 0837−52−5229	美祢市市民福祉部市民課 759−2292　美祢市大嶺町東分326番地1 0837−52−5229	事後	再評価の実施
令和5年2月10日	Ⅱ－1及び2 いつ時点の計数か	令和3年2月28日　時点	令和5年2月10日　時点	事後	再評価の実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月27日	Ⅰ－1－②事務の概要	・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険料の資格管理、賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に係わる証明書の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会 ⑨介護保険料の還付	・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険料の資格管理、賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に係わる証明書の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会 ⑨介護情報基盤を活用した情報連携に係る事務	事前	運用の開始
令和8年2月27日	Ⅰ－1－③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、介護保険事業運営総合支援システム、認定事務支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、介護保険事業運営総合支援システム、認定事務支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、介護情報基盤	事前	運用の開始
令和8年2月27日	Ⅰ－3．法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項　別表第一の68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項　別表100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事前	再評価の実施
令和8年2月27日	Ⅰ－4－②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二 （別表第二における情報提供の根拠）：1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,108,109,117,120の項 （別表第二における情報照会の根拠）：93,94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠）：第1,2,3,4,5,6,7,10,12の3,15,19,22の2,24の2,25,25の2,30,31の2の2,32,33,43,43の2,44,44の4,47,49,55,55の2,59の2の3,59の3条 （情報照会の根拠）：第46,47条	番号法第19条第8号及び別表 （情報提供の根拠） ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令第2条の表の2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161の項 （情報照会の根拠） ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令第2条の表の131及び132の項 ※1②⑩は、情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない。	事後	法改正に伴う修正等
令和8年2月10日	Ⅱ－1及び2 いつ時点の計数か	令和5年2月10日　時点	令和8年2月1日　時点	事後	
令和8年2月27日	Ⅳ-8リスク対策	なし	追加		様式変更（評価項目追加）
令和8年2月27日	Ⅳ-11リスク対策	なし	追加		様式変更（評価項目追加）
令和8年10月22日	Ⅰ－1－②事務の概要	・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険料の資格管理、賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に係わる証明書の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会 ⑨介護保険料の還付 ⑩介護情報基盤を活用した情報連携に係る事務	・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険料の資格管理、賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に係わる証明書の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会 ⑨介護保険料の還付 ⑩介護情報基盤を活用した情報連携に係る事務 ⑪サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データの申請管理システムによる取り込み	事前	運用の開始
令和8年10月22日	Ⅰ－1－③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、介護保険事業運営総合支援システム、認定事務支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、介護情報基盤	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、介護保険事業運営総合支援システム、認定事務支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、介護情報基盤、サービス検索・電子申請機能	事前	運用の開始